

政策金融改革に係る制度設計のポイント(第18回会議資料より抜粋)	検討状況
<p>1. 危機対応の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策としての機動性や実効性の確保を基本的視点として体制を整備。 新政策金融機関は危機対応体制の中核。迅速かつ柔軟に対応。 今回政策金融機能の限定により新政策金融機関の業務のみでは適切に対応できない危機に関する金融については、政府は、完全民営化機関を含めた希望する民間金融機関に一定の役割を付与(政府が予め的確に危機対応業務を実施できる機関を指定。イコール・フッティングに配慮)。 	<p>危機対応の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 新政策金融機関は、現行政策金融機関からの承継業務において融資条件の緩和や融資枠の拡大等を実施。 政策金融機能の限定により新政策金融機関の承継業務のみでは適切に対応できない危機に関する金融については、指定金融機関が、新政策金融機関の資金供給又はリスク補完等を得て、資金の貸付け等を実施。 <p>危機対応における民間金融機関の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣が、希望する預金取扱金融機関の中から、一定の基準に照らして適格な者を指定金融機関として予め指定。移行期の完全民営化機関は指定金融機関とする。
<p>2. 危機対応における関係金融機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 新政策金融機関は迅速な対応。承継業務の範囲内で融資枠拡大。 政府が予め指定した民間金融機関は危機対応業務を実施(移行期の完全民営化機関は指定金融機関とみなす。完全民営化後も原則として指定を継続)。 新政策金融機関は指定金融機関に対し必要なリスク補完や資金供給等を実施。政府は、新政策金融機関に必要な政策上の措置。 	<ul style="list-style-type: none"> 新政策金融機関は、政府の政策上の措置を得て、指定金融機関に対し、低利貸付等の資金供給や部分保証等のリスク補完等を措置(所要の協定を締結)。 指定金融機関は、上記の新政策金融機関からの措置を得て、中小企業者に対する短期資金、大規模インフラの整備資金等の危機による被害に対処するための資金需要に係る貸付け等を実施。
<p>3. 危機対応体制に係る手順・基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府は、危機の状況に応じ、新政策金融機関及び完全民営化機関を含めた民間金融機関が講ずべき対応の内容や所要の政策上の措置を決定。 危機対応については、迅速に開始できる体制を整備することが特に重要。 重要事項の検討のため、内閣総理大臣を長とし、関係大臣等が参画する閣僚会議を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 主務大臣は、指定金融機関が上記業務を実施するに伴い、所要の監督等を実施。 <p>危機対応体制に係る手順・基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要事項の検討のため、内閣総理大臣を長とする関係閣僚会議の開催を可能とする。